

# ピアサポートの専門性の評価（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

## ピアサポート体制加算（新設）

### ○対象サービス

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

### ○報酬単価 100単位／月（体制加算）

### ○算定要件

（1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たす。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（2）（1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

（3）（1）の者を配置していることを公表していること。

※ 上記のほか、就労継続支援B型について「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価（ピアサポート実施加算（新設）100単位／月）